

〈祈りのために〉

彼はまた像、彫像を造り、神殿に置いた。 (歴代誌下33章7節)

エルサレムがバビロンの軍隊によって陥落するにいたるまでには、さまざまな出来事がありました。結局はエルサレムの町は、バビロンの軍隊によって破壊されることとなります。ではそれまでは、エルサレムの人々が、自分たちの町を守っていたのでしょうか。必ずしもそうではないと、言わなければならないかもしれません。

その町を守るといのは、どのようなことでしょうか。また、破壊とは具体的にはどのようなことなのでしょう。たとえば破壊とは物が減っていくことでしょうか。物が増えていくことは、それは破壊とは言わないのでしょうか。

上記の御言葉にありますように、マナセ王は神殿に彫像を置きました。物は増えますが、しかしそれはある意味で、神殿を破壊することでもあります。バビロンが急にやって来て神殿を破壊したとは言えない事実が、そこには在ります。神殿の破壊は、バビロンが来る前から始まっていたと言わざるを得ないのです。いつのまにか、礼拝の対象が増えているのです。真の礼拝が崩されているのです。

神殿は、唯一なる神を礼拝する場所であります。そこに偶像が加えられることは、神聖な場所を破壊することにもなります。

マナセの時代に生じた出来事は、私たちの時代にも起こりうることもかもしれません。実際のところ、それほど遠くない昔に、唯一なる真の神を礼拝すべき場所で、別なものを礼拝するように強要されたことがありました。礼拝の対象が増えてしまったのです。そのことを考えると、私たちは今、礼拝の再建の時代を生きていることになるのかもかもしれません。そうであれば、私たちはしっかりと再建していかなければなりません。気が付いたらいつの間にか、礼拝の対象が増えていたというようなことにならないようにしていかなければなりません。

偶像崇拝の危機は、私たちにとって完全に過ぎ去ってしまったわけではありません。それは今もまだ起こり得ることです。象徴であるものが、あたかも実体であるかのように議論が進められているようです。結局どうなるのか、それ以前に、その議論の前提にあるものが、私たちの生命を脅かしています。偶像にされるものも、それを拝まされるものも、命の尊厳を脅かされています。

真の礼拝を再建していくことは、命あるものたちの命を回復していくことでもあります。〈祈り〉わたしたちがいつも、ただあなただけを礼拝する者であることができるように、守ってください。

鎌田雅丈 (宝塚売布教会牧師 近畿中会教会と国家に関する委員会委員)

稲生義裕

『ワシらは“癩（らい）”じゃけん、ワシらはここに居ることが、お国のためなんじゃ』。この言葉に幾度も出会い、そのたびに応える言葉を探り求め、沈黙する自分があった。

*

*

「らいである」という病気の宣告(また密告)によって故郷も家族も失った者は、家族を「患者家族」として被差別の中に突き落とす苦悩をも味わう。加えて、富国強兵・戦争遂行の妨げとして、“強制隔離絶対撲滅政策”のもとにらい療養所に終生隔離収容されることとなった。「楽土」と宣伝された所内の生活は、「患者作業」という重労働に覆われた日々。「根絶」を終着点と定めた社会には火葬場も墓も作った。所長に懲戒検束権が与えられ、所内監獄に「反乱分子」を収監・減食をすることが合法措置とされた。こうした強権的管理に対する抵抗も当然のようにあったが、それは散発的であり組織的継続的なうねりとはならない。その意味で、この社会は概ね安定的管理の下にあったと、私には思える。

そこで私は問いたい。こうした激しい棄民政策の安定的遂行を可能ならしめたものは何か、と。その一側面は、強権的管理による強いられた安定だが、これは必ずや抵抗反発を呼び起こす。では、抵抗ではなく恭順を呼び起こすことで棄民政策に安定をもたらしたものは何か。その答えを冒頭の言葉が教えてくれる。お国に棄てられた民自身の内に、国家主義と棄民政策を支える人生観『ここに居ることがお国（天皇を奉る国体）のため』が醸成されていく現実である。この倒錯を生み出す要のところにあるのが“皇室の御仁慈”であると思う。

らい療養所における皇民化教育は、一般社会のそれに較べて手厚いものであったと言ってよいだろう。その一端に過ぎないが、紙面の許す範囲で皇民化教育の姿を描こう。

療養所の「患者地帯」には神社が造営され、大講堂があった。大講堂は、さながら生徒に教育勅語を拝読させた学校のような。頻りに「御下賜」される苗木・菓子や金一封を所長が恭しく押し戴き、“皇室の御仁慈”を大講堂に集めた患者に説いて拝読をさせる。キリスト教系私立らい病院でも事情は変わらない。神山復生病院の軽症患者 60 名と職員が、貞明皇后より下賜された金品への感激を表すため、現御殿場線の線路際に立ち並んで「お召し列車」を拝読したこともある（1924・大正 13 年）。

1930(昭和 5)年には、貞明皇太后の下賜金を用いて癩予防協会が設置され、翌 31 年強制隔離絶対撲滅政策の法的根拠である癩予防法が成立。更に翌 32 年の歌会で貞明皇太后は“つれづれの友となりても慰めよ、行くこと難き、我にかわりて”と詠み、この歌碑が全国の療養所に建てられた。これは「救らい(強制隔離)」事業者への激励の歌であるが、この歌を聴いた患者もまた、感涙に咽び泣いた者多いと聞く。家族からも社会からも棄民状態におかれた者を、おもんばかって下さる“皇室の御仁慈”に激しく心揺さぶられたのである。

「勇壮な兵士」という戦争道具には勲章や恩給を与え、戦死すれば英霊として祀る。一方「棄民社会」には御仁慈（言葉と苗木とお菓子）を垂れる。これらは“国家天皇教”の車の両輪と映るが、現行憲法下、今日の社会においても、この構造は厳然と息づき機能している。

ところで第 2 次大戦後、治療薬プロミンの獲得運動に端を発した患者の人権運動は、現行憲法の人権理念に支えられてこそ花開き、初めて解放運動を維持継続し得たばかりか、日本の患者運動のパイオニアともなった。患者運動の成果によって所内生活は著しい改善を見るに至るが、しかしなお、1953(昭和 28)年のハンセン病（らい）予防法改正にもかかわらず終生隔離政策は運用面での緩和にとどまり、1996(平成 8)年の同法廃止まで続いた。

(札幌豊平教会牧師・北海道中会「ヤスクニ・社会問題委員会」委員)

抵抗権の源泉

川越弘

抵抗権は「おおよそ存在している権威は、すべて神によって立てられた」（ローマ人への手紙 13 章 1 節）というパウロの言葉にあります。これは「神による権威に従う」愛の行為です。テモテへの手紙一 2 章 1～7 節と、テトスへの手紙 3 章 1, 2 節と、ペトロ一 2 章 13～17 節と、そしてヨハネ黙示録 13 章 1～10 節にも言及しております。

地上にある全ての権威は、神によって任命された権威であり、その権威に従うことが神の秩序への服従です。その論拠は、旧約聖書に由来します（サムエル記上 15 章）。旧約聖書以外の世界においても、神に召されていなければ王は支配することができないのです。（イザヤ 41 : 2、45 : 1、ダニエル 2 : 37, 38、箴言 8 : 15、詩編 2 編、詩編 21 : 2～4）

これはキリストによって実現しました。神はキリストを「十字架に釘付けにして（罪を）取り除かれ」、「もろもろの支配と権威を解除し、キリストの勝利の列に従えて、（闇の諸力を）公然とさらしものになさいました」（コロサイ 2 章 13b～15 節）。こうしてキリストは、神の秩序（律法）をもって、世界の国家と全ての政治権力を統治されたのです。

この神の権威は、古代から今日の社会まで貫いております。人間が集団で生活するとき、慣習や決め事や約束事や、言葉で表した法や制度が出来ます。それによって全体が益を得ることを経験して来ました。どんなに権力慾の固まりのような支配者であっても、民衆との間に立てられた法や制度に従って民衆の生活と自由と命を守らなければ、人の上に立つことが出来ないことを、社会生活と政治経験の中で身につけております。こうして神は、神ご自身の統治の下で、罪と極悪に満ちた人類を滅ぼさないようにしておられるのです。T・セドラチュクは、アダム・スミスの「国富論」を取り上げて、「見えざる手」について語っています。「我々が食事ができるのは、肉屋や酒屋やパン屋の主人の博愛心からではなく、彼らが自分の利益を追求するからである」（「善と悪の経済学」280 頁）。私たちの労働は、自分の家族や事業の発展と利益追求のために働きますが、実際は、隣人や社会の生活の向上と福祉と生命と自由と人権のために役に立っているのです。詐欺のようなものを除いて、ましていわず、公権力に携わる人はなおさらです。そこに「見えざる神の手」があるからです。

しかし、背後にある神の支配を認めない国家観があります。実力と能力のある者が権威を獲得すると考えるのです。その場合、自己目的化してやがては暴君的権威というサタンに征服される誘惑があります。それと反対に、国家を歴史から生じた人間の努力によって構築し、これからも積み上げて行くべきだと考えて、基本的人権を基軸にした民主主義共同体を建て上げようとしても、全ての権威が神によって立てられていることを見つめないならば、たとえ理性と良心といえども人間の罪と欲心によって、混乱が生じてしまいます。

現実には、人間の支配の上に永遠の真実な公的なお方「王の王、主の主」キリストが、権威をもって支配しておられるのです。これはエフェソ 1 章 20、21 節とフィリピ 2 章 6～11 節で明確に語っております。ここに信仰者の抵抗権があります。権力者が己の欲心のままに神の権威を横領するならば、神から抵抗権が与えられるのです。全ての支配の根源が神にあるからです。公権職が罪によって無制限に荒れ狂うとき、栄光を神に帰すために、神の権威を神に帰す闘いをするのです（エフェソ 6 章 12 節）。信仰者は神の現臨の中で生きておりますから、この世の現実とこの世の権力者に大きな責任を負っているのです。この世は極めて危うく指一つ突いても混乱が起こるために、揺るがぬ神の前で揺るぎのない真理を示す必要があるのです。

（沖縄伝道所牧師・大会靖国神社問題特別委員会委員）

<ヤスクニ・ニュース>

「土人」発言について

安倍政権が沖縄県高江で強行している米軍ヘリパッド建設をめぐり、大阪府警の機動隊員が反対派市民に「ボケ、土人が」「黙れコラ、シナ人」などと差別発言をした事件で、府警は「軽率で不適切な発言で警察の信用を失墜させた」として発言者2名を懲戒処分にした。

しかし、これは2名の機動隊員がたまたま差別思想をもっていたという話ではない。実は、警察組織の中では、こうした沖縄差別、外国人差別が日常化しており、今回の一件はそれがたまたま露呈したにすぎない。全国紙の公安担当記者はこう解説する。「警察組織内部、とくに警備や公安の間で、沖縄の基地反対派への差別的な悪口がかわされるのは、けっして珍しい話じゃない。彼らは、基地反対派にかぎらず、共産党、解放同盟、朝鮮総連、さらには在日外国人などに対しても、聞くに堪えないような侮蔑語を平気で口にする。警察では内部の研修や勉強会、上司からの訓示など、さまざまな機会を通じて、警察官に市民運動やマイノリティの団体、在日外国人などを『社会の敵』とみなす教育が徹底的に行われるからです」。(略) …それゆえ、警察の構造的な問題の根源を断たねば問題は解決しない。(リテラ 16年10月26日)

「土人」発言について、沖縄の海勢頭豊(シンガー・ソングライター)さんは、「その発言には日本帝国主義の心の弱さが見える。戦前、カルト国家だった日本が沖縄や中国や朝鮮に行ってきた差別は、今も続いている。沖縄の歴史には、ヤマトからの迫害がある。その歴史がバレないように日本は隠してきた。ウソの歴史を教え、真実を教えない教育を受けた若者を権力が利用している。それが戦争につながる。『本土が沖縄に勝っている』というプライドを捨てられないから、このような言葉が出てくる。沖縄の歴史を知らないからだ。恥ずかしいことだ。大阪府知事は『土人』発言をした機動隊を擁護し、菅義偉官房長官は『差別とは断定できない』と政府見解を示した。政治家や政府がこの発言を許せば、日本は差別が許される国としか思われぬ。世界の恥だ。県民に向かって『土人』と言うなら言えぬ。私たち沖縄県民は、平和を願う『土の人』が良い。差別に負けずに堂々闘わないといけぬ。」と語っています。(沖縄タイムス 11月24日)

明治の日 時代逆行にあぜん

無職 小倉 道雄(兵庫県 87) …朝日新聞 11月21日の投稿から…

11月3日を「明治の日」にしようとする集会があったという。明治天皇誕生日であるこの日は1927年、明治天皇の偉業を伝えていくため「明治節」として制定された。戦後、46年の同日に憲法公布。48年「自由と平和を愛し、文化を進める日」として「文化の日」となった。その理想を捨て去り、かつて天皇の名のもとに一部の国粹主義者の手に操られた時代に逆もどりする愚は避けなければならない。集会では、「神武天皇の偉業に立ち戻り」と稲田朋美防衛相が発言した。これはまさしく1882年、明治天皇が軍人に与えた「軍人勅諭」の冒頭部分「昔神武天皇躬(みづか)ら大伴物部の兵(つわもの)どもを率い中国(なかつくに)のまつろわぬものどもを討ち平(たいら)げ給(たま)い」を惹起させるものだ。私は戦前、中学の軍事教練で教わり、覚えていないと将校に殴られた。神話的存在である神武天皇をここに持ち出す時代感覚にあぜんとするばかりである。太平洋戦争で国民が「一億一心火の玉だ」を標語として死闘させられたように、「1億総活躍」の旗印のもとに国民の尻をたたき安倍政権下の流れであろうか。

743号ヤスクニ通信2016年12月11日
発行 日本キリスト教会
靖国神社問題特別委員会
発行人 井上豊 編集 川越弘
発行 篠塚予奈(東京告白教会)
〒157-0061東京都世田谷区北烏山
1-51-12 TEL&FAX03-3300-6529